

報告第1号

専決処分の報告について（第1号）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和6年3月1日提出

つくばみらい市長 小 田 川 浩 印

提案理由

物損事故に係る和解が成立し、損害賠償の額の決定について専決処分したことから、報告するものです。

専 決 処 分 書

物損事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年12月11日

つくばみらい市長 小 田 川 浩 印

- 1 事故発生日時 令和5年9月25日 午後4時25分頃
- 2 事故発生場所 つくばみらい市福原230番8  
主要地方道取手つくば線 交差点
- 3 和解の相手方
- 4 事故の概要 市職員が、つくばみらい市福原230番8の交差点で、右折するため交差点に進入した時に、直進してきた相手車両と衝突し、車両を損傷させた。
- 5 損害賠償額 150,500円
- 6 市の過失割合 50%